

令和 7 年度

直轄農業水利施設放射性物質対策事業

ため池放射性物質モニタリング調査業務

特 別 仕 様 書

東 北 農 政 局

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1－1 条

直轄農業水利施設放射性物質対策事業ため池放射性物質モニタリング調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、東日本大震災により被災した福島県内の農業用ため池について、放射性物質の状況を継続的に把握するため、94 箇所のため池の水質、底質及び空間線量のモニタリング調査を行うものである。また、調査結果を整理・分析し、有識者に諮るための委員会資料作成を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

本業務において対象とする施設の場所は、福島県福島市他で「別紙 1 調査位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第 1－4 条

本業務の概要は以下のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | モニタリング調査（ため池） | 1 | 式 |
| 2 | 調査結果の整理・分析 | 1 | 式 |
| 3 | 委員会資料作成 | 1 | 式 |

(土地への立入り等)

第 1－5 条

作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第 1－16 条及び測量共通仕様書第 16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後作業に着手するものとする。また、帰還困難区域への立入りにかかる車両通行証の申請手続きについては、監督職員が行うものとし、詳細は別途指示する。

(一般事項)

第 1－6 条

業務請負契約書、測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1－7 条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる場合等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

（管理技術者）

第 1－8 条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	農業	農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画
	環境	環境測定
	建設	建設環境
	総合技術監理	農業部門－農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画 環境部門－環境測定 建設部門－建設環境
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	建設環境	

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量作業の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（担当技術者）

第 1－9 条

担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－10 条

設計共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、測量共通仕様書第 38 条及び設計共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(調査の実施時期)

第 2－1 条

本業務の調査時期として、令和 7 年 7 月からモニタリング調査（ため池）を開始するものとし、試料採取後は速やかに分析を行い、分析結果は、進捗状況に合わせて適宜報告するものとする。

(作業条件)

第 2－2 条

本業務の実施にあたっては、以下に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法および具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 外業に当たっては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(平成 30 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 2 号)」を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線量の管理や被ばく低減のための措置等を行うものとする。
- 4 本業務の外業中において、地震・余震等の発生時における避難体制を構築することとし、作業員の安全に配慮するものとする。
- 5 本業務に関して、発注者の指示に基づき、学識経験者の意見を聴取する場合がある。
- 6 帰還困難区域内の調査対象ため池への進入において、草・雑木が支障となる場合は、地権者の確認が必要な場合もあるため、監督職員と打合せの上対応するものとする。なお、刈払い対象面積及び作業能力(㎡/日・人)を監督職員に報告するものとし、当該費用については協議するものとする。また、刈払した雑物は、施設の管理に支障がない場所に集草するものとする。

(対象施設)

第2-3条

本業務の対象施設は、次のとおりである。

区分	対象施設		所在地
	施設	数量	
モニタリング調査	ため池	94 池	「別紙2 調査対象ため池一覧表」に示す とおり

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は次のとおりである。

貸与資料	数量
令和6年度 直轄農業水利施設放射性物質対策事業 ため池放射性物質モニタリング調査業務報告書	1 部

(貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-4条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図りつつ作業するものとする。

番号	業 務 名	業務期間
1	直轄農業水利施設放射性物質対策事業 ため池等放射性物質対策技術検討支援業務委託（仮称）	R 7. 6～R 8. 3 (予定)

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、「別紙3 作業項目内訳表」のとおりである。

(作業内容)

第3-2条

調査項目及び調査方法は下表のとおりであり、調査数量は「別紙4 調査数量表」による。分析項目は有識者等の意見により追加することがある。なお、試料の処分費については計上していないが、処分費が必要となった場合は別途監督職員と協議するものとする。

調査項目	対象	調査項目	調査方法
現地測定	ため池地点	採取日時	
		湖面の状況	
		水深	
		気温	JIS K 0102
		天候	
		空間線量率	NaI シンチレーションサーベイメーターによる測定
		水温	JIS K 0102
		濁度	JIS K 0101 (カオリン標準液)
		透視度	JIS K 0102 (長さ 60cm 以上の測定器)
		溶存酸素	JIS K 0102
		電気伝導度	JIS K 0102
		pH	JIS K 0102
水質	ため池等から採水した水	SS	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 9
		VSS	JIS K 0102-14.5 (懸濁物質の強熱減量) に準じた手法
		放射性物質 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 検出下限値：1 Bq/ℓ
	0.45 μm のフィルターでろ過した水※1	放射性物質 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 検出下限値：1 Bq/ℓ
底質	ため池から採取した底泥	試料調製	底質調査方法Ⅱ 3.1 (H24.8 環境省水・大気環境局)
		含水率	底質調査方法Ⅱ 4.1 (H24.8 環境省水・大気環境局)
		放射性物質 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 検出下限値：10Bq/kg

※1 水質測定「0.45 μm のフィルターでろ過した水」の放射性物質試験は、採水した水から放射性物質が検出された場合に行うものとし、監督職員に報告の上実施する。

(作業の留意点)

第3-3条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1 水質調査

- 1) 採水は、ため池の流入口、取水口の2地点で行うものとし、1地点あたり、原水を1試料採取するものとする。
- 2) 採水は、流況の安定時に行うものとし、降雨等によりため池に著しい濁りが生じている場合は実施しないものとする。
- 3) 採水は、バンドーン採水器等(水深が浅い場合は柄杓等)により底質の巻き上がりが生じないように注意して行うものとし、採水深は次のとおりとする。なお、使用した採水器及び採水深を記録すること。
 - ・ 採水地点の水深が1 m以上：水面から50cmの位置
 - ・ 採水地点の水深が30cm以上1 m未満：水面から10cmの位置
 - ・ 採水地点の水深が30cm未満：水面から10cmの位置とし、分析の可否は監督職員と協議するものとする。なお、水深が10 cm未満の場合には、原則として、採水しないものとする。

- 4) ため池の水に強い濁りがあった場合、周辺の環境（天候、風向風速、流入水の状態、直近の雨量、除染又は工事の実施の有無など）、水面の色、魚影の有無等を確認し、濁りの原因を推定するものとする。なお、強い濁りとは、透視度 30cm 以下又は前年度と比較して強い濁り、その他確認すべき濁りとする。
- 5) 採水は 2 L/地点/試料とし、採水試料は速やかに分析機関へ搬送する。
- 2 底質調査
 - 1) 採泥は、ため池の流入口、湖心部及び取水口の 3 地点で行うものとする。
 - 2) 採泥は、柱状採泥器により鉛直方向の不攪乱試料について堆積土を全層採取することを基本とし、採泥深さは 10cm 以上、1 地点当り 3 回以上の採泥とする。なお、採泥深さ 10cm の確保が困難な場合はエクマンバージ採泥器等により対応するものとする。採泥した試料は深さ 10cm ごとに分割し、同一の地点・採泥深さの試料を混合した上で、1 ため池当り 3 地点の試料について分析する。なお、潜水土による作業は想定していない。
 - 3) 採泥した底質の状態（混入物、泥温、泥色）、使用した採泥器、採泥回数、採泥深を記録及び写真撮影し整理するものとする。
 - 4) 分析データは、U-8 容器での測定した内容（容器の形状等、充填高さ、重量、放射性 Cs 量）を記載した記録紙を添付するとともに、それを基にした底質表面濃度 (Bq/m²) の算定を行うものとする。
 - 5) 試料の運搬に当たっては、受注者の責任において搬出時に線量測定を行い、運転手等への被ばくを最小限に抑えられる遮蔽措置を講じた上で行うものとする。
- 3 空間線量率調査
 - 1) 空間線量率調査は、「除染関係ガイドライン：環境省」に基づき、水質調査時に合わせて、取水口付近の堤体天端部等の地上 1 m の位置にて測定する。
- 4 水質調査、底質調査及び空間線量率調査の詳細な位置は、前年度調査（座標管理）と同位置を原則とし、GPS 端末等による調査位置の座標を記録する。
- 5 試料採取時の気象、流況、空間線量率調査等の状況を写真撮影し整理するものとする。
- 6 水深の測定は、各採水地点の全水深、採水深及び各採泥地点の全水深とする。
- 7 調査時に使用するボートについては、受注者において準備するものとする。
- 8 各調査項目の調査・分析方法は、前年度調査と同様に行うものとするが、方法又は調査位置等が異なる場合には、監督職員と協議するものとする。
- 9 本業務の調査結果と過年度の調査結果を比較した結果において、放射性物質濃度が大幅に変化している場合、追加調査等を指示する場合があります、追加するにあたっては、監督職員と協議するものとする。
- 10 現地測定結果及び分析結果は、速やかに整理を行い監督職員に報告するものとする。
- 11 報告書作成に当たり参考資料がある場合は、その出典を明示するものとする。

第 4 章 特殊勤務手当の支給状況の確認

（特殊勤務手当の支給状況の確認）

第 4－1 条

特殊勤務手当の支給については次のとおりとする。

- 1 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長指示により設定された帰還困難区域において業務に従事する作業員に対し、賃金に加え特殊勤務手当として、次の額を支給しなければならない。

ただし、帰還困難区域での作業と同程度の特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その賃金の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

帰還困難区域 1 日あたり（屋外作業）6,600 円

(1日の作業時間が4時間に満たない場合は、60/100を乗じた額)

- 2 受注者は、帰還困難区域において業務に従事する作業員に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面)に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう下請負人に周知するとともに必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことが確認できる賃金台帳等の写しを業務完了後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、賃金台帳等の提出にあたっては、賃金及び手当以外の情報については、不開示情報とする。
- 4 本業務においては、下表のとおり特殊勤務手当を計上しており、第4-2条6に示す管理簿を監督職員に報告した上で、実績により特殊勤務手当を変更する。

項目	単価	数量	備考
帰還困難区域内作業	6,600 円/人日	46 人日	外業、4 時間以上

(帰還困難区域の立入りに伴う遵守事項)

第4-2条

帰還困難区域の立入りにあたっては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)」、「帰還困難区域への一時立入り実施基準(平成29年5月19日原子力災害現地対策本部)」(以下「立入り実施基準」という。)、「除染等業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン(平成30年1月30日付け基発0130第2号)」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン(平成30年1月30日付け基発0130第2号)」を遵守すること。また、原子力安全委員会の避難区域への一時帰宅に関する助言を踏まえ、道路の損壊、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて、受注者は十分に認識するとともに、立入者に十分注意喚起を行うこと。その上で以下を遵守すること。

1 立入り手段

立入りは、後述の2の1)により予め立入りを認められたバス、自家用車若しくはこれに準ずる自動車(以下「自家用車等」という。)によるものとする。

2 立入り要件

- 1) 原子力災害現地対策本部が発行する帰還困難区域に係る通行証の交付等の事務手続きについては、発注者が行うので、受注者は予め立入る者の「所属、氏名、連絡先」及び立入り車両の「車名、色、ナンバー」を提出すること。
- 2) 一時立入りにあたっては、監督職員の承諾後作業に着手するものとする。
- 3) 立入者の受ける線量が一回の立入り当たり $80\mu\text{Sv}$ を超えてはならないものとする。

3 一時立入りに関するリスクの周知

受注者は、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて十分認識し、立入者に十分注意喚起を行うこと。

4 立入る際の装備

帰還困難区域でのモニタリング調査では、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超、土壌の放射性物質濃度が 1万 Bq/kg-dry 超等の現場条件を想定している。帰還困難区域への立入りに際しては、放射性物質の吸入及び汚染防止のために以下の装備を着用することとする。

1) 個人線量計

放射線量は、立入り毎に立入者が測定し、立入者の被ばく線量等管理簿(以下「管理簿」という。)へ本人が記入するものとする。

2) 防塵マスク

防塵マスクは捕集効率 80%以上とし、1 日使い捨てとする。また、購入にあたっては、予め監督職員の承認を得るものとする。

3) 手袋

手袋はニトリルゴム製とし、1 日使い捨てとする。また、購入にあたっては、予め監督職員の承認を得るものとする。

5 スクリーニング

スクリーニングについては、監督職員が別途指示する実施場所において、受注者の責任で立入り毎に確実に実施することとする。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

6 管理簿の作成

管理簿については、「別紙 6 立入者の被ばく線量等管理簿」により行うものとし、線量管理に関する項目の入力確認、個人線量計携帯、防塵マスク着用、手袋着用、スクリーニング実施、除染実施について、立入者の押印による確認を行うものとする。また、受注者はその管理簿の写しを纏めて、月毎に監督職員へ報告するものとする。

7 その他

本条 1 から 6 に係る内容の詳細については、着手時打合せにおいて監督職員と確認するものとする。その他不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

第 5 章 打合せ

(打合せ)

第 5－1 条

設計共通仕様書第 1－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回・第 3 回・第 4 回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回・第 2 回・第 3 回及び最終回の打合せ場所は東北農政局農村振興部防災課とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手段階

第 2 回 中間打合せ（調査結果とりまとめ段階）

第 3 回 ため池等放射性物質対策技術検討委員会幹事会（令和 7 年 12 月）

第 4 回 ため池等放射性物質対策技術検討委員会（令和 8 年 2 月）（於：東京都）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 6 章 成果物

(成果物)

第 6－1 条

成果物を設計共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部
- 2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 6－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町 3－3－1 仙台合同庁舎 A 棟 5 階
東北農政局 農村振興部 防災課

第 7 章 契約変更

（契約変更）

第 7－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 2－2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- 2 第 2－3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- 3 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 4 第 3－2 条に示す「作業内容」に変更が生じた場合。
- 5 第 3－3 条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合。
- 6 第 4－1 条に示す「特殊勤務手当の支給状況の確認」及び第 4－2 条に示す「帰還困難区域の立入りに伴う遵守事項」に変更が生じた場合。
- 7 第 5－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 8 第 6－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 9 履行期間の変更が生じた場合。
- 10 地元、関係機関等との調整結果により、調査対象箇所及び調査内容等の変更又は追加が必要となった場合。
- 11 ため池等放射性物質対策技術検討委員会における指導・助言により、作業内容の変更又は追加が必要となった場合。
- 12 調査結果整理や委員会資料作成等に当たって、11 による作業内容の変更又は追加に伴い、学識経験者の指導のもとで実施することが必要となった場合。
- 13 福島県内で過年度に実施したため池の放射性物質に係る調査について補完的な調査が必要となった場合。
- 14 警戒区域等の見直しに伴う「人事院規則 9－129 東日本大震災に対処するための人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の特例（平成 23 年 6 月 29 日制定、平成 24 年 5 月 1 日一部改正）」が改正された場合。

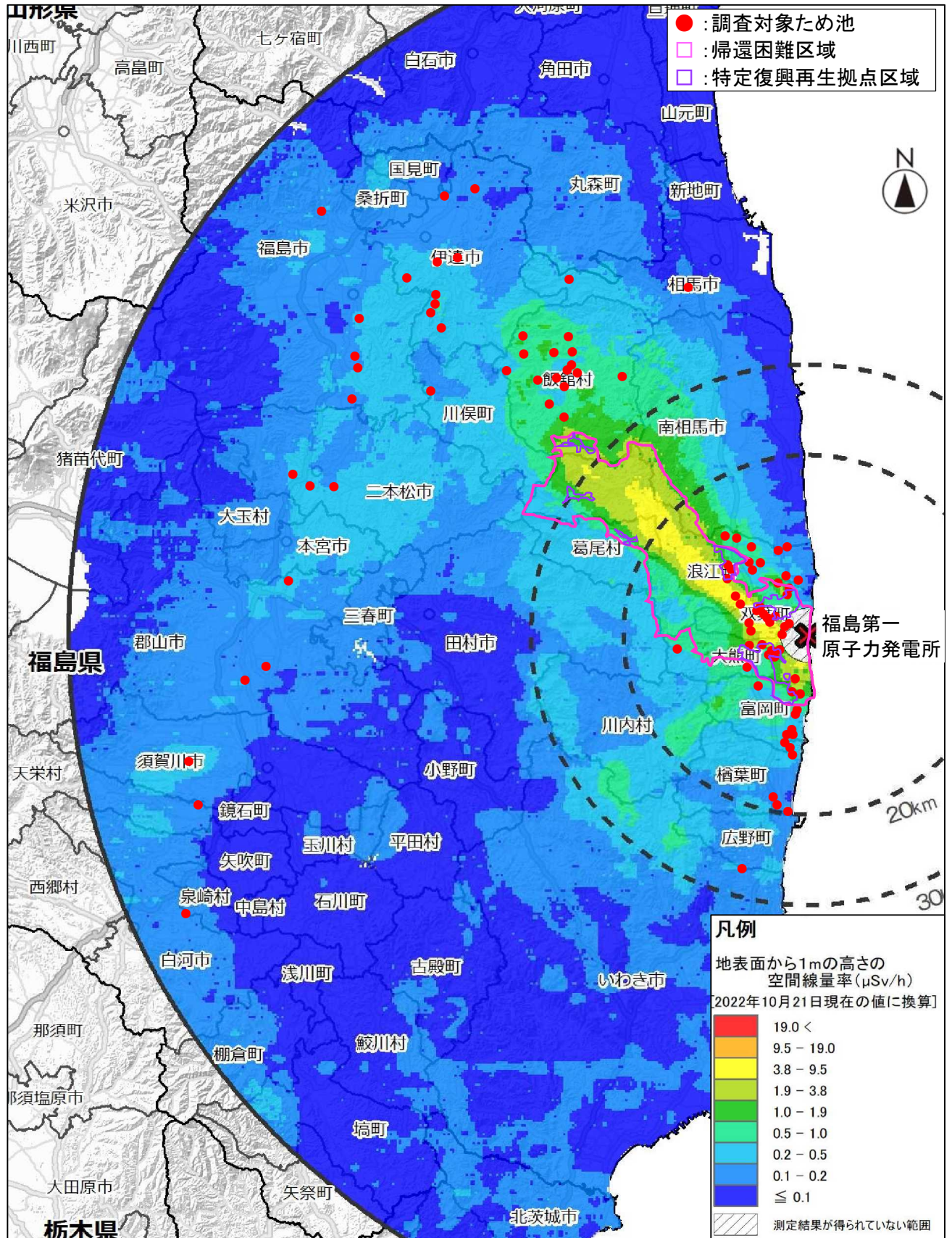
第 8 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 8－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 調査位置図



背景図出典：福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について（原子力規制委員会（令和5年3月10日））

注：帰還困難区域の範囲は令和5年3月31日時点での指定状況

別紙２ 調査対象ため池一覧表

番号	所在 市町村	ため池名称	所在地	避難指示 区域区分	モニタリ ング調査
001	福島市	小舟沼(2)	福島市渡利字松ヶ作		○
002	福島市	土合沼	福島市松川町字沼内49		○
003	福島市	沼ノ上沼	福島市田沢字沼ノ上19		○
004	福島市	田沢沼	福島市田沢字蓬莱町四丁目 52-2		○
005	福島市	天王寺沼	福島市飯坂町字天王寺7		○
006	郡山市	大久保池	郡山市安積町荒井字大久保1		○
007	郡山市	荒池	郡山市池ノ台		○
008	郡山市	南田山田池一 1号	郡山市日和田町高倉字南田 山		○
009	須賀川市	新池	須賀川市大字大久保字北ノ 内265		○
010	須賀川市	古戸大池	須賀川市保土原字大池上166		○
011	相馬市	玉野	相馬市東玉野字行人関1-1		○
012	相馬市	一本木	相馬市今田字小楸山134		○
013	二本松市	上の池	二本松市杉田駄子内61-6		○
014	二本松市	高平2号	二本松市高平 161-1		○
015	二本松市	方入内	二本松市沖1丁目398-2		○
016	伊達市	沼田	伊達市保原町大字富沢字沼 田1		○
017	伊達市	芳沼入	伊達市保原町大字柱田字芳 沼入5-1		○
018	伊達市	長沼	梁川町栗野字鞆戸1-3地先		○
019	伊達市	笹窪沼	伊達市靈山町下小園字宮ノ 入3		○
020	伊達市	新沼	靈山町大字下小国字堂ノ前 30		○
021	伊達市	柳沢下沼	靈山町大字山野川字柳沢29- 10		○
022	伊達市	赤貝	伊達市月舘町糠田字防才山 42		○
023	伊達市	堀沢沼	伊達市靈山町上小国字堀沢6		○
024	伊達市	台	伊達市梁川町八幡字台後33 地先		○
026	川俣町	松沢上溜池	伊達郡川俣町大字鶴沢字溜 井3-1		○

番号	所在市町村	ため池名称	所在地	避難指示 区域区分	モニタ リング調査
027	泉崎村	中核工業団地 3号調整池	西白河郡 泉崎村 大字泉崎字 中核工業団地202		○
028	広野町	西の沢	双葉郡広野町大字折木字西 の沢91		○
029	檜葉町	須賀作第2	双葉郡檜葉町大字山田岡字 名古谷57-1		○
030	檜葉町	石湯第1	双葉郡 檜葉町大字波倉字石 湯85		○
031	檜葉町	汐ノ作第1	双葉郡 檜葉町 大字波倉字汐 ノ作77		○
032	檜葉町	風呂ヶ沢	双葉郡 檜葉町 大字山田岡 字仲ノ城19-1		○
033	檜葉町	焼野	双葉郡 檜葉町 大字下小埜字 焼野12		○
036	富岡町	北郷第2	富岡町大字小浜485		○
037	富岡町	松沼	双葉郡 富岡町 大字小良ヶ浜 字松の前43	帰還困難区域	○
038	富岡町	北郷第3	富岡町大字小浜498-1		○
039	富岡町	赤坂	双葉郡 富岡町 大字小良ヶ浜 字赤坂210	帰還困難区域	○
040	富岡町	宮の前	双葉郡 富岡町 大字下郡山字 下郡22・23		○
041	富岡町	前沢田	双葉郡 富岡町 大字上郡山字 太田489		○
042	富岡町	椿屋第3	双葉郡 富岡町 大字下郡山 字真壁35		○
043	富岡町	家老	双葉郡 富岡町 大字上手岡字 後作地内		○
044	富岡町	西沢	双葉郡 富岡町 大字上郡山字 下郡1		○
047	大熊町	新溜	双葉郡 大熊町 大字熊字新町 101		○
048	大熊町	ふくべ	双葉郡 大熊町 大字夫沢字中 央台20地先	帰還困難区域	○
049	大熊町	寺屋敷	双葉郡 大熊町 大字小入野 字西大和久14地先		○
050	大熊町	羽山2	双葉郡 大熊町 大字小良ヶ浜 字高平136-1地先	帰還困難区域	○
051	大熊町	上井戸沢3	双葉郡 大熊町 大字大川原字 西平1292		○
052	大熊町	熊の沢(下)	双葉郡 大熊町 大字夫沢字 長者原75-1地先	帰還困難区域	○
053	大熊町	札打松	双葉郡 大熊町 大字小入野字 西大和久100-1地先	帰還困難区域	○
054	大熊町	鮒沢第2	双葉郡 大熊町 大字熊字新町 127-1地先		○
055	大熊町	万右衛門ため 池	双葉郡 大熊町 大字上字楓沢 47地先		○

番号	所在市町村	ため池名称	所在地	避難指示区域区分	モニタリング調査
056	大熊町	後山ため池	双葉郡 大熊町 大字下野上字北向11-2地先	帰還困難区域	○
057	双葉町	新堤	双葉町大字水沢字岩崎地内	帰還困難区域	○
058	双葉町	八房平ため池	双葉郡 双葉町 大字石熊字八房平	帰還困難区域	○
059	双葉町	中深沢	双葉郡 双葉町 大字山田字富沢298	帰還困難区域	○
060	双葉町	下深沢ため池	双葉郡 双葉町 大字山田字上ノ台	帰還困難区域	○
061	双葉町	鶴巻ため池	双葉町大字上羽鳥字多々来地内	帰還困難区域	○
062	双葉町	水沢大堤	双葉郡 双葉町 大字水沢字堤下	帰還困難区域	○
063	双葉町	林の内ため池	双葉郡 双葉町 大字目迫字林の内	帰還困難区域	○
064	双葉町	東羽黒ため池	双葉町大字山田字羽黒沢地内	帰還困難区域	○
065	双葉町	多々来ため池	双葉郡 双葉町 大字上羽鳥字多々来	帰還困難区域	○
066	双葉町	北北斗迫ため池	双葉郡 双葉町 大字鴻草字北北斗迫315	帰還困難区域	○
067	双葉町	マミ穴ため池	双葉町大字中田字マミ穴地内	帰還困難区域	○
068	双葉町	寺内迫	双葉郡 双葉町 大字長塚字寺内迫133		○
069	双葉町	大南迫ため池	双葉郡 双葉町 大字目迫字大南迫	帰還困難区域	○
070	浪江町	目倉沢第1	双葉郡 浪江町 大字加倉字目倉沢203		○
071	浪江町	古堤	双葉郡 浪江町 大字立野字古堤71-1		○
072	浪江町	堤上第1	双葉郡 浪江町 大字末森字堤上52		○
073	浪江町	山田前	浪江町大字井手字山田前	帰還困難区域	○
074	浪江町	川添	浪江町大字川添字中上ノ原346		○
075	浪江町	麦ノ沢第1	双葉郡 浪江町 大字末森麦ノ沢16		○
076	浪江町	堤上第2	双葉郡 浪江町 大字末ノ森字麦ノ沢15		○
077	浪江町	大日向第1	双葉郡 浪江町 大字藤橋字大日向		○
078	浪江町	百間沢	双葉郡 浪江町 大字北幾世橋字柏木迫		○
079	浪江町	北谷地	双葉郡 浪江町 大字苧宿字原2-2		○
080	浪江町	聖沢	浪江町大字川添字聖沢164		○

番号	所在 市町村	ため池名称	所在地	避難指示 区域区分	モニタリ ング調査
082	浪江町	関ノ倉	浪江町大字立野字春卯野 172・173		○
084	浪江町	小和田	双葉郡 浪江町 大字両竹字小 和田199		○
085	浪江町	小高瀬	浪江町大字高瀬字小高瀬迫 222		○
085-1	浪江町	白砂子第1	浪江町大字井手字白砂子199	帰還困難区域	○
086	飯舘村	菅田第1	飯舘村白石字菅田字前田国 有林 2350林班		○
087	飯舘村	大北	飯舘村草野字大北9		○
088	飯舘村	大宮作ため池	飯舘村草野字大師堂243		○
089	飯舘村	山田	飯舘村伊丹沢字山田319		○
090	飯舘村	野沢	飯舘村関沢字野沢279		○
091	飯舘村	大火第1	飯舘村飯樋字大西8		○
092	飯舘村	滝下	飯舘村大字飯樋字滝下204		○
093	飯舘村	洞ノ入	飯舘村深谷字長橋157		○
094	飯舘村	所久保	飯舘村飯樋字所久保75		○
095	飯舘村	水境	飯舘村二枚橋字町358		○
096	飯舘村	入山田	飯舘村伊丹沢字山田358		○
097	飯舘村	小山田入	飯舘村前田字広平80		○
098	飯舘村	高森池	飯舘村飯樋字大平179		○
099	飯舘村	冬住	飯舘村八木沢字上八木沢429		○
100	飯舘村	笹の沢第3	飯舘村笹ノ沢字笹ノ沢418		○
計					94

※ 025、034、035、045、046、081、083、085-2は欠番

別紙 3 作業項目内訳表

【測量作業】

作業項目	作業内容	数量
1. モニタリング調査(ため池) (1) 水質調査	ため池の水質調査を実施する。 ・調査回数：1回 ・調査位置：流入口、取水口の2地点 ・調査項目：採取日時、湖面の状況、水深、気温、天候、水温、濁度、透視度、溶存酸素、電気伝導度、pH及び採水 ・採水方法：バンドーン採水器等による採水	94 池
(2) 底質調査	ため池の底質調査を実施する。 ・調査回数：1回 ・調査位置：流入口、取水口、湖心部の3地点 ・採泥方法：底質調査方法(H24. 8 環境省水・大気環境局)の底質採取法による。 ※柱状採泥器又はエクマンバージ採泥器等による採泥	94 池
(3) 空間線量率調査	ため池の空間線量率調査を実施する。 ・調査回数：1回 ・調査位置：取水口付近の堤体上1地点(地上1m) ・測定機器：NaI シンチレーションサーベイメーター	94 池

【設計作業】

作業項目	作業内容	数量
1. 調査の準備作業	調査対象ため池等について、貸与資料を基に試料採取又は測定的位置、過年度の現地計測値、水質、底質の状況等を施設毎に整理のうえリストを作成するとともに調査行程等の調査計画を策定する。	1 式
2. 調査結果の整理・分析 2-1. モニタリング調査結果の整理・分析	モニタリング調査結果について、一覧表、グラフ、図等を整理するとともに、過年度の調査結果も含め、放射性物質等の推移・傾向について整理する。 モニタリング調査結果について、農政局が調査データをホームページへ公表する資料※の原稿作成を行う。	1 式
2-2. 委員会資料作成	2-1 の整理を基にため池等放射性物質対策技術検討委員会説明資料を作成する。 ・委員会開催予定回数：1回	1 式

※これまでの公表資料は以下のとおり。

https://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/higai_taisaku/housyaseibusitu_tyousa.html

別紙 4 調査数量表

項 目	分析項目	単位	数量	備考
1. モニタリング調査 (ため池) (1) 水質調査	水温	地点	188	現地測定
	濁度	〃	188	〃
	透視度	〃	188	〃
	溶存酸素	〃	188	〃
	電気伝導度	〃	188	〃
	pH	〃	188	〃
	SS	検体	188	
	VSS	〃	20	
	放射性物質 (¹³⁷ Cs)	〃	188	検出下限値1Bq/L
	放射性物質 (¹³⁷ Cs) (ろ過後)	〃	20	0.45 μmのフィルターでろ過した水 検出下限値1Bq/L
(2) 底質調査	試料調製	検体	500	
	含水率	〃	500	
	放射性物質 (¹³⁷ Cs)	〃	500	検出下限値10Bq/kg
(3) 空間線量率調査	空間線量率	地点	94	現地測定

※採泥方法別の底質調査の地点数

採泥方法	単位	数量	備考
柱状採泥	地点	150	1 地点毎に 3 回以上採泥
エクマンバージ等	〃	132	1 地点毎に 3 回以上採泥

※1 ため池当り、流入口・湖心部・取水口の 3 地点。

※エクマンバージ等には、ハンドマッキン・スコープを含む。

※調査数量詳細は、別紙 5 参照。

別紙５ ため池調査数量一覧表

※1:取水口付近の堤体天端部等の地上1m

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
001	福島市	小舟沼(2)	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
002	福島市	土合沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
003	福島市	沼ノ上沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
004	福島市	田沢沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
005	福島市	天王寺沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
006	郡山市	大久保池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
007	郡山市	荒池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
008	郡山市	南田山田池－1号	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
009	須賀川市	新池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
010	須賀川市	古戸大池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
011	相馬市	玉野	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
012	相馬市	一本木	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
013	二本松市	上の池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
014	二本松市	高平2号	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
015	二本松市	方入内	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
016	伊達市	沼田	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
017	伊達市	芳沼入	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
018	伊達市	長沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
019	伊達市	笹窪沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
020	伊達市	新沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
021	伊達市	柳沢下沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
022	伊達市	赤貝	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
023	伊達市	堀沢沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
024	伊達市	台	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
026	川俣町	松沢上溜池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
027	泉崎村	中核工業団地 3 号調整池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
028	広野町	西の沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
029	檜葉町	須賀作第 2	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
030	檜葉町	石湯第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
031	檜葉町	汐ノ作第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
032	檜葉町	風呂ヶ沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
033	檜葉町	焼野	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
036	富岡町	北郷第 2	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
037	富岡町	松沼	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
038	富岡町	北郷第 3	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
039	富岡町	赤坂	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
040	富岡町	宮の前	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
041	富岡町	前沢田	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
042	富岡町	椿屋第 3	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
043	富岡町	家老	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
044	富岡町	西沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
047	大熊町	新溜	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
048	大熊町	ふくべ	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
049	大熊町	寺屋敷	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
050	大熊町	羽山 2	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
051	大熊町	上井戸沢 3	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
052	大熊町	熊の沢（下）	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
053	大熊町	札打松	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
054	大熊町	鮎沢第 2	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
055	大熊町	万右衛門 ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
056	大熊町	後山ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
057	双葉町	新堤	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
058	双葉町	八房平ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
059	双葉町	中深沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
060	双葉町	下深沢ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
061	双葉町	鶴巻ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
062	双葉町	水沢大堤	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
063	双葉町	林の内ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
064	双葉町	東羽黒ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
065	双葉町	多々来ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
066	双葉町	北北斗廻 ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
067	双葉町	マミ穴ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
068	双葉町	寺内廻	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
069	双葉町	大南廻ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
070	浪江町	目倉沢第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
071	浪江町	古堤	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
072	浪江町	堤上第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
073	浪江町	山田前	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
074	浪江町	川添	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
075	浪江町	麦ノ沢第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
076	浪江町	堤上第 2	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
077	浪江町	大日向第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
078	浪江町	百間沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
079	浪江町	北谷地	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
080	浪江町	聖沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
082	浪江町	関ノ倉	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
084	浪江町	小和田	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
085	浪江町	小高瀬	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
085-1	浪江町	白砂子第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
086	飯舘村	菅田第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
087	飯舘村	大北	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
088	飯舘村	大宮作ため池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
089	飯舘村	山田	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
090	飯舘村	野沢	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
091	飯舘村	大火第 1	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
092	飯舘村	滝下	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
093	飯舘村	洞ノ入	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
094	飯舘村	所久保	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
095	飯舘村	水境	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	空間線量 率調査※1
096	飯舘村	入山田	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
097	飯舘村	小山田入	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
098	飯舘村	高森池	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
099	飯舘村	冬住	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○
100	飯舘村	笹の沢第3	流入口	○	○	
			湖心部		○	
			取水口	○	○	○

別紙 6

立入者の被ばく線量等管理簿

1 従事する作業員

フリガナ 氏名	ノウリン 農林 太郎	性別	男・女	生年月日	S48. 9. 4	特記(妊娠の有無等)	－
本業務等従事以前の実効線量の累計		100 μ Sv	業務名	〇〇業務		所属 (元請名)	(株)〇〇コンサルタント 〇〇支店

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な 作業内容	作業従事		作業従事時間 (昼休み込)	日当り 実効線量 (μ Sv)	累計の 実効線量 (μ Sv)	防塵マスク 計測結果 (cpm)	鼻スミアテス ト結果(cpm)	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	立入者 左記入力確認 (サイン又は押 印)	立入者実施確認 (サイン又は押印)						管理者 チェック	
				区域 区分	場所								線量計携帯		防護服 着用	防塵マスク 着用	ゴム手袋 着用	スクリーニング 実施		除染実施
													個人測定	代表者測定						
(例 1)	〇〇△□	H31. 1. 17	基準点測量	居・帰	●●町大字△△地内	8時間	36. 5	36. 5	—	—	異常なし	農林	農林		農林	農林	農林	農林	農林	水産
(例 2)	〇〇△□	H31. 1. 18	現地調査	居・帰	●●町大字△△地内	9時間	18. 5	55	—	—	異常なし	農林		農林次郎	農林	農林	農林	農林	農林	水産
1				居・帰																
2				居・帰																
3				居・帰																
4				居・帰																
5				居・帰																
6				居・帰																
7				居・帰																
8				居・帰																
9				居・帰																
10				居・帰																

(注) 区域区分は、作業従事場所が居住制限区域、または、帰還困難区域であることを示すこと。